

2019年1月17日

Financial services tax alert

EY税理士法人

平成31年度税制改正 金融関連税制

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

Contents

1. 金融・証券税制
2. 法人課税
3. 国際課税
4. その他
5. おわりに

2018年12月14日に自由民主党・公明党より平成31年度税制改正大綱が公表されました。

今回の税制改正大綱においては、少子高齢化という構造的な課題への対処、デフレ脱却・経済再生を確実なものとする、持続的な経済成長の実現、国際税制及び税務当局間の情報交換体制の整備、経済取引の多様化・国際化が進む中での納税環境の整備といった様々な課題へ対応していくために検討された税制の見直しが反映されています。

本アラートでは、平成31年度税制改正大綱のうち、金融・証券税制、法人課税及び国際課税を中心に、金融関連税制と金融機関及び保険会社に特有の主な改正点について紹介します。

本ニュースレターの内容については、今後の国会における法案審議の過程において、変更される可能性がある点にご留意ください。

1. 金融・証券税制

(1) NISA¹及びジュニアNISA²の利便性向上に関する措置

① NISA口座保有者の一時的出国に伴う特例措置

現行税制上、NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、すでにNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出されることとなり、帰国後にNISA口座へ戻すこともできません。

そのため、今回の改正で、非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合に次の特例措置が講じられます。

- ▶ 当該居住者等がその出国の日の前日までに非課税口座を開設している金融商品取引業者等へ継続適用届出書の提出をしたときは、その出国の時から、その者の当該金融商品取引業者等への帰国届出書の提出日と、当該継続適用届出書の提出日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間につき、引き続きNISA口座を利用することができます。
- ▶ ただし、当該帰国届出書の提出をする日までは、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができません。
- ▶ 継続適用届出書を提出した者が当該提出日から5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該金融商品取引業者等に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者が当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされます。
- ▶ その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（いわゆる出国税）の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることができません。

② NISA制度・ジュニアNISAの利用開始年齢の引下げ

居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件を、その年の1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げます。

また、居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることがで

きる年齢要件をその年の1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げます。

2018年の民法改正に伴い、2022年4月1日より成人年齢が18歳へ引き下げられたことに対応した措置であるため、2023年1月1日以後に設けられる非課税口座について適用されるとともに、所要の経過措置が講じられます。

③ 各種上場株式等移管依頼書の提供時の本人確認方法の見直し

次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加えることとされます。

| NISA口座 | ジュニアNISA口座 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書▶ 非課税口座内上場株式等移管依頼書▶ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書 | <ul style="list-style-type: none">▶ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書▶ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書 |

④ 非課税口座における勘定変更手続

非課税口座を開設している居住者等は、当該非課税口座にその年に設けられている勘定を変更しようとする場合には、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座異動届出書の提出ができることとされます。

この場合において、当該非課税口座異動届出書を提出する日以前に当該勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出書を受理することができません。

また、その他所要の措置が講じられます。

(2) 集団投資信託に係る外国税額控除に関する措置

① 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する措置

平成30年度税制改正で見直された上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、さらに次の措置が講じられます。

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
2 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

- ▶ 集団投資信託の収益の分配に係る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から控除する、その集団投資信託の信託財産について納付した所得税及び外国所得税の額のうち、集団投資信託の収益の分配に対応する部分の金額の計算については、その集団投資信託の収益から収益調整金のみに係るものを除いて行うこととされます。
- ▶ 受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（マザーファンド）の範囲に、その受益権を表示する受益証券が発行されていないものうち当該受益権の譲渡が制限されているものが加えられます。
- ▶ 支払の取扱者は、上場株式等の配当等に係る所得税の額からその上場株式等の配当等に係る外国所得税に相当する金額等を控除した場合には、その金額を控除したことを証する書類等をその控除した日の属する年の翌年から7年間、納税地に保存しなければならないこととされます。
- ▶ その他所要の措置が講じられます。

② 信託財産に係る利子等の課税の特例等に関する措置

現行税制においても、証券会社等が集団投資信託の収益の分配金を支払う際に、その分配金につき源泉徴収する所得税から、外国所得税の金額を控除する制度があり、平成30年度税制改正で見直された上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に対応して、控除する外国所得税の金額に上限額を設ける措置が講じられたところです。

今回の改正で、上記①の措置を受けて、信託財産に係る利子等の課税の特例等に関しても、控除する外国所得税の計算方法及びマザーファンドの範囲の追加に関する措置が講じられることとなります。

上記①及び②の改正は、平成30年度税制改正での見直しと同様、2020年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等から適用されます。

平成30年度税制改正での見直しに引き続き、今回の改正で追加の措置が講じられましたが、上記の措置に係る支払の取扱者等における実務的な手続きについては、詳細が明らかになっていないため、今後制定される内容を確認する必要があります。

(3) 個人番号の利用に関する財形年金勤務先異動申告書提出手続の簡素化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人により、その記載内容について変更があった場合に提出される異動申告書等の記載事項について、次のように簡素化されます。

| 変更事由 | 現行 | 平成31年度税制改正大綱 |
|---------------------------|--|---|
| 氏名と住所の変更 | 申告書 ^{(*)1} に個人番号の記載を要しない(当該申告書を受領した者が個人番号を付記する) | 変更なし |
| 上記以外の変更事由 ^{(*)2} | 申告書等 ^{(*)3} に個人番号の記載が必要 | 申告書等に個人番号の記載を要しない(当該申告書等の提出を受けた者が個人番号を付記する) |

(*)1 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書

(*)2 平成31年度税制改正大綱では以下の場合に記載されています。

- ▶ 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人の賃金の支払者、勤務先もしくは事務代行先の名称もしくは所在地の変更があった場合
- ▶ 当該個人の賃金の支払者が事務代行団体に事務の委託をした場合
- ▶ 当該個人の賃金の支払者が委託をやめた場合もしくは特定賃金支払者でなくなった場合
- ▶ 当該個人の賃金の支払者が、現にその者の財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等に対してその事務の全部を移管することを依頼する場合

(*)3 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書及び財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書

なお、上記の改正は、申告書等の提出をする者が、当該提出を受ける者に、個人番号の記載された財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書等を提出していない場合には、適用されません。

(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の拡充

特定口座の利便性を図る観点から、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合におけるその役務の提供の対価として、その居住者等に生ずる債権の給付と引換えにその居住者等が取得することとされている上場株式等を加えます。

上記の税制改正は、上場会社の役員等に対して一定の職務執行期間後に交付される株式報酬（例えば、事後交付型リストラクテッド・ストックやパフォーマンス・シェア等）などを対象とする可能性があります。現行の租税特別措置法令では特定口座に受け入れることができる株式として規定されていないため、特定口座利用者の利便性向上に資する目的で今回税制改正されたものと考えられます。

2. 法人課税

(1) 保険会社の火災保険等に係る異常危険準備金制度の適用期限の延長

近年の頻発する巨大自然災害に対する保険金支払いに耐えようとするよう税務面からの支援として、保険会社等の異常危険準備金制度における特例積立率について適用期限が2019年3月31日までの時限措置となっていたところ、今回の税制改正により次の措置が講じられます。

- ① 火災保険等に係る特例積立率を現行の5%（本則2%+特例3%）から6%に引き上げた上、その適用期限を3年延長します。
- ② 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長します。

(2) 投資法人等に係る課税の特例における会社支配禁止要件の見直し

投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、導管性要件の1つである会社支配禁止要件³に関して次の見直しが行われます。

- ① 他の法人の出資に匿名組合出資を含めます。
- ② 匿名組合を通じて間接的に有する株式等を合算（その保有株式等に匿名組合出資割合を乗じて算出する）して判定します。

匿名組合出資は、法人に対する株式出資ではないため、上記の「他の法人の出資」に含まれるかが明確ではありませんでしたが、今回の税制改正により匿名組合出資持分を勘案して会社支配禁止要件を判定することとなります。

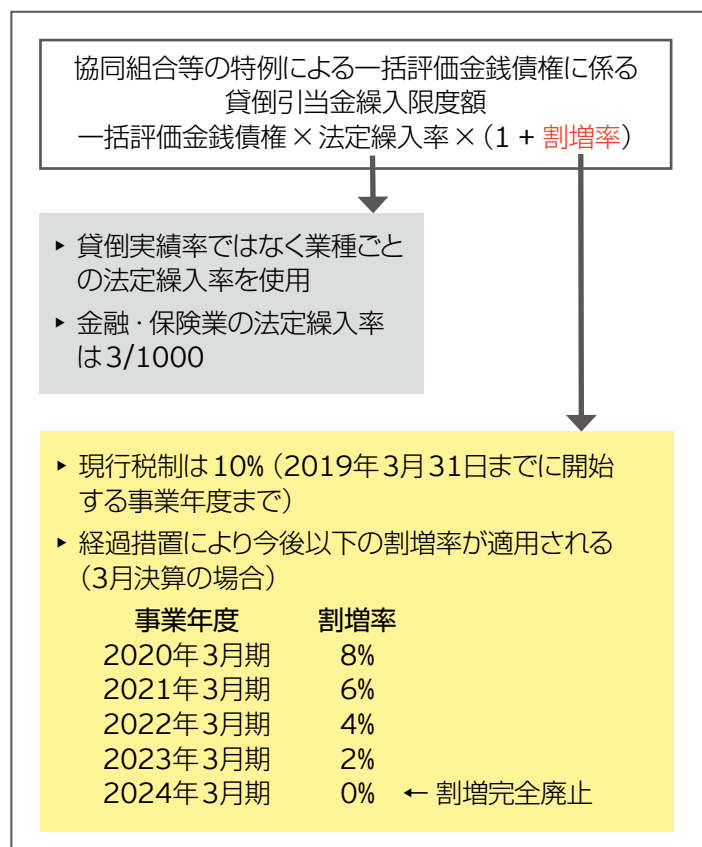
その結果、投資法人等は匿名組合出資持分の50%以上を保有できないこととなり、また、匿名組合を通じて間接的に保有する他の法人の株式等を合算して会社支配禁止要件判定することとなります。

(3) 協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減

今回の改正では、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の特例措置について、現行の適用期限（2019年3月31日）までに開始する事業年度をもって廃止されるとともに、現行の割増率（10%）について、2019年4月1日以降2024年3月31日までの間に開始する各事業年度にわたり段階的に5分の1ずつ縮小する経過措置が講じられます。

協同組合等の範囲に協同組織金融機関が含まれていることから、上記の改正は、信用金庫、信用組合、労働金庫等にも影響するものと考えられます。

（経過措置のイメージ）



3 他の法人（海外不動産保有法人を除く）の発行済株式総数・出資総額（自己株式・出資を除く）の50%以上を有してはならないという要件（租税特別措置法第67条の15第1項第2号へ（投資法人）、同法第68条の3の3第1項第2号二及び同施行令第39条の35の3第6項（特定投資信託））。

3. 国際課税

(1) 過大支払利子税制の見直し

平成24年度税制改正により導入された現行の過大支払利子税制は、BEPS最終報告書の行動4と同様の考え方に基づく制度ですが、対象とする利子、調整所得の定義及び損金算入限度額の基準値について乖離があるため、今回の改正で通常の経済活動に与える影響（国内銀行からの借入等）に配慮しつつ、BEPS最終報告書の行動4を踏まえた見直しが行われます。

全般的な見直しの内容については、2018年12月28日付、EY Japan tax newsletter「平成31年度税制改正大綱」をご参照ください。

過大支払利子税制の対象となる支払利子等の範囲に追加されたものが、実質的に国外非関連者への支払利子等に限定されたことから、本邦の金融市場及び金融機関等の経済活動にも配慮した改正内容となっています。

一方で、改正後の過大支払利子税制を適用していく上で新たに課題が生じることが予想されます。例えば、国外での公募債等を用いたファンディングが多い、ないし受取利子が極めて少ない業態等においては、意図しない損金不算入額が生じるリスクが高まることが想定され、今回の見直し、採用するファンディング手法や資金調達計画、資本構成等の財務ポジションに少なからず影響を与える可能性があります。

今回の見直しは、2020年4月1日以降開始事業年度より適用されますので、今後明らかにされる税制の内容に留意し、適用開始までの間に、当該見直しを踏まえた資金調達方法やストラクチャーを検討しておくことが重要と考えられます。

(2) 外国子会社合算税制の見直し

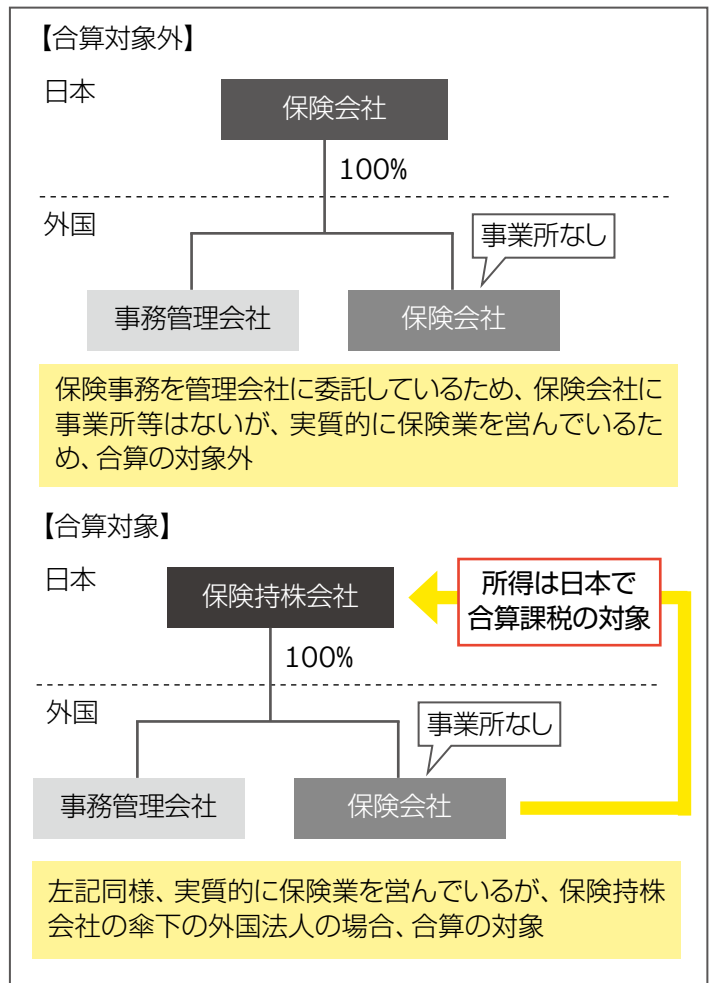
平成29年度税制改正及び平成30年度税制改正において、OECDのBEPSプロジェクトでの議論や海外の多様なビジネスの実態を踏まえ、外国子会社合算税制の見直しが行われてきているところですが、今回の改正でも海外でのビジネス実態を考慮し、競争上の阻害要因とならないよう、所要の措置が講じられます。

全般的な見直しの内容については、2018年12月28日付、EY Japan tax newsletter「平成31年度税制改正大綱」をご参照ください。ここでは、今回の改正で金融機関及び保険会社に関連すると考えられる主な項目をご紹介します。

① ペーパー・カンパニーの判定における保険委託者特例に対する措置

現行税制上の保険委託者特例⁴では、その適用範囲が「一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社」とされているため、外国関係会社の株式が一の国内保険持株会社傘下の複数の内国法人によって保有される場合に当該特例が適用できず、合算課税の対象となるおそれが生じていました。

(現行税制のイメージ)



4 平成29年度税制改正において、現地に事業所等がない場合は合算対象となる改正がなされたが、実体基準及び管理支配基準の要件を満たしている保険業者にその保険業に関する業務を委託する一定の保険委託者についても、実体基準及び管理支配基準を満たしているものとされ、合算課税の対象から除外されている。

今回の改正では、実態のある保険事業を営んでいる外国子会社の正当な経済活動に課税されることがないよう、次のような措置が講じられます。

(a) 保険委託者特例の対象となる外国関係会社に関する要件の見直し

| 現行税制 | 平成31年度税制改正大綱 |
|--|---|
| 一の内国法人(保険業を主たる事業とするものに限る。)によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社 | 一の内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る。)及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人(保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る。)によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社 |

※下線部分が今回見直された部分

(b) 特定保険受託者の要件の見直し

その本店所在地国においてその役員又は使用人が保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件が加わります。

上記の措置は、対象外国関係会社の判定及び部分対象外国関係会社である外国金融機関の判定についても同様とします。

また、英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社为一体となって保険業を営む場合も同様とします。

② 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲の見直し

事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次のいずれにも該当する外国関係会社を加えます。

- ▶ 当該事業年度における特定収入保険料⁵の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満である外国関係会社
- ▶ 当該事業年度における収入保険料(特定収入保険料を除く。以降同様)に係る非関係者等に対する一定の支払再保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社

③ 保険業を営む外国関係会社の非関係者基準の判定に対する措置

今回の改正では、次のような措置が講じられます。

(a) 特定保険委託者又は特定保険受託者の再保険に

係る収入保険料のうち、次に掲げる要件のすべてに該当する再保険に係るものについて、関連者収入に該当しないこととされます。

- ▶ 特定保険委託者とその特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は同一の特定保険受託者に係る特定保険委託者の間で行われる再保険であること。
 - ▶ その再保険に係る元受保険の95%以上が本店所在地国に所在する非関係者のリスクに係るものであること。
 - ▶ 資本の効率化に資するものであること。
- (b) 特定保険受託者に係る特定保険委託者は関連者に含まれないものとはしないこととした上で、特定保険受託者がその特定保険委託者から受ける業務委託手数料相当額について、関連者からの収入保険料に該当しないこととされます。

なお、英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社为一体となって保険業を営む場合も同様です。

④ 部分合算課税制度における部分適用対象金額

次の(a)から(b)を差し引いた金額について、部分対象外国関係会社(外国金融子会社等に該当するものを除きます)に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に加えることとされます。

- (a) 収入した保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額
- (b) 支払った保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額

なお、上記により特定所得の金額に加えられる金額は、部分適用対象金額の計算上、損益通算グループ所得の金額に該当することとされます。

また、特定所得の金額である異常所得の金額は、上記により部分合算課税対象となる特定所得の金額がないものとした場合の各事業年度の所得の金額を基礎として計算することとされます。

(3) 外国税額控除における控除対象外国法人税の額の範囲の見直し

日本で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額

5 非関係者等からの一定の収入保険料

に、内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額を加えるほか、所要の措置が講じられます。

現行税制上は、国際的⁶二重課税の排除という制度趣旨に鑑みて、日本で所得と認識されない金額に対して課されるものとして列挙された一定の外国法人税が、外国税額控除の対象から除外することとされていますが、上記で列挙されたもの以外にも、日本で所得と認識されない金額に対して課されると認められる外国法人税が把握されており、制度的な対応が必要と認識されていました。

今回の改正に伴い見直される具体的な範囲については大綱では明確になっていないため、今後明らかにされる税制の内容に留意する必要があります。

(4) 台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度等の整備

2015年11月26日に台湾との間で民間取決めとして取り結ばれた「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と垂東関係協会との間の取決め」(以下「日台取決め」)に規定された内容を日本国内で実施するため、平成28年度税制改正において、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」(以下「所得相互免除法」といいます)として整備・改正され、2017年1月1日から施行されました。

上記により、台湾の税務当局への情報提供が可能となったところですが、すでに導入されている次の制度について、台湾との間でも実施されるよう所要の措置が講じられます。

- (a) 金融口座情報の自動的な提供のための報告制度の整備
- (b) 国別報告事項の提供制度における子会社方式の適用(今回の改正で最終親会社等の居住地国に台湾を追加)

上記(b)の改正は、2019年4月1日以後に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項について適用されます。

(5) 債券現先取引に係る利子等の非課税措置の延長・拡充

平成29年度税制改正において、特定金融機関等と特定外国法人との間における振替国債に係る特定債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける利子につい

て、2年間の時限措置で非課税制度が設けられました。

この非課税制度は、税制がクロスボーダーの現先取引に係る阻害要因とならないよう、海外ファンド等一定の外国法人等もレポ取引市場へ参入することを促進し、短期金融市場の活性化を期待して、税制面から手当されたものです。

当該非課税制度は2019年3月31日で適用期限を迎えることから、今回の改正により適用期限を2年延長した上で、さらに次の措置が講じられます。

① 非課税の対象となる債券現先取引の範囲の追加

特定金融機関等(金融商品取引清算機関及び日本銀行を除く。)との間で次に掲げる債券を用いて行う取引期間3ヶ月以内等の要件を満たす債券現先取引を加えます。

- (a) 一定の外国が発行し、又は保証する債券(当該外国の通貨をもって表示されるものに限る)
- (b) 上記(a)の外国の特別の法令の規定に基づき設立された一定の外国法人が発行する債券(当該外国の通貨をもって表示されるものに限る)

② 外国投資信託の信託財産につき支払を受ける債券現先取引に係る利子に係る措置

当該外国投資信託が適格外国証券投資信託⁶である場合に限り、一定の要件の下で、所得税の非課税の対象とします。

③ その他所要の措置

上記①から③の改正は、2019年4月1日以後に開始する債券現先取引につき支払を受ける利子等について適用されます。

現行税制では、当該非課税制度の適用対象となる債券は振替国債⁷のみとなっていますが、今回の改正により、その適用対象が一定の外国債券まで拡充されることとなります。

また、非課税措置の対象となる特定金融機関等のカウンターパーティについても、特定外国法人に加えて、適格外国証券投資信託が追加されます。

適用対象となる外国債券の内容については、大綱では具体的な記載がありませんが、国内レポ市場へ海外投資家の参加を促す目的から、極めて流動性の高い主要通貨の国債・エージェンシー債等が含まれると想定されますが、詳細については法令等で限定列挙されると予想されますので、今後明らかになる税務取扱いの内容について注意が必要です。

6 振替公社債等の利子等の非課税制度における適格外国証券投資信託(租税特別措置法第5条の2第2項)

7 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債

4. その他

(1) 仮想通貨の所得税・法人税上の取扱い

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨につき、個人の期末時における仮想通貨価額の評価額（取得価額評価）、及び法人における仮想通貨の評価方法（時価法の導入）及び譲渡損益の計上方法等が明確化されます。当該税制措置の全般に係る詳細については、[2018年12月28日付、EY Japan tax newsletter「平成31年度税制改正大綱」](#)をご参照ください。

(2) 投資法人等及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税に係る措置

① 登録免許税の税率軽減措置の適用期限延長

投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（原則2%（土地は一般特例により1.5%）、軽減税率1.3%）の適用期限を2年延長します（2021年3月31日まで）。

② 不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限延長

投資法人、特定目的会社等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（課税標準を5分の2に軽減）の適用期限を2年延長します（2021年3月31日まで）。

仮想通貨の取引が拡大し、関連規制が整備されていく中で、仮想通貨取引に関する所得についても、納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備を図るため、国税庁では2018年4月以降、「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催し、同年11月には、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」の公表⁸等を通じて、仮想通貨取引の適正な申告に向けて取り組んできているところですが、今回の税制改正により、期末の時価評価、譲渡損益の算定方法について一定の明確化が行われることとなります。

一方で、所得税に関しては、従前より議論されているデリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化の検討と併せて、引き続き税務取扱いの検討の動向に注意が必要と考えられます。

また、法人税の観点では、現行、時価評価が要される資産が法人税法上限定列挙されており、仮想通貨が当該時価評価資産の範囲に含まれていないことから、時価評価不要との整理がなされてきたケースも見受けられましたが、今回の税制改正により時価評価が必要となることから、今後明らかになる税務取扱い（経過措置及び適用開始時の取扱い）の内容について注意が必要となります。

(3) マイナンバーの告知に関する措置

所得税法上、証券口座を利用する顧客は、証券会社等金融機関に対してマイナンバー（個人番号又は法人番号）を告知する義務が課されており、マイナンバー制度開始前から利用する顧客については、3年間の経過措置期間内（2018年12月末まで）に金融機関へ告知を行うことが求められていましたが、今回の税制改正では、マイナンバー制度の円滑な普及のため、上記経過措置終了以降の対応として、以下の措置が講じられます。

① 金融機関に対するマイナンバー告知期限の延長

現行の経過期間前（2016年1月1日前）に所得税法、租税特別措置法等⁹に基づく告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）を行った者で同日以後に配当等の支払を受けるものが、2019年1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日等までにその告知等を受けた者に行うこととされているマイナンバーの告知について、その告知期限を3年延長します。

② 金融機関等が番号未告知者の個人番号を確認した場合の措置

マイナンバー法¹⁰等の改正を前提に、次の措置が講じられます。

8 国税庁ホームページ「[仮想通貨関係FAQ]の公表について」(2018年11月)を参照。
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>

9 その他、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に基づく国外送金等をする者の告知書及び国外証券移管等をする者の告知書の提出が該当する。

10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(a) 番号未告知者¹¹の個人番号を振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知をしたものとみなして、改めてその番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知を行うことが不要となります。

(b) 金融機関等が番号未告知者の個人番号の確認をしたときは、その金融機関等が提出すべきその確認後にその番号未告知者に支払をする配当等に係る支払調書等には、その確認をした個人番号を記載することとされます。

(4) 所得税確定申告書添付書類に係る措置

金融機関等が顧客に交付する特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書等の書類については、所得税確定申告書等に添付し、又は所得税確定申告書等の提出の際に提示が不要となるほか、これに伴う所要の措置が講じられます。

上記の改正は、2019年4月1日以後に提出する所得税確定申告書等について適用されます。

(5) 農業協同組合等に係る税務上の所要の措置

① 農業協同組合法改正に伴う組織変更に係る税務上の所要の措置

農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについては、下記の税法及び税目について、引き続き公益法人等として取り扱う等、従前の取扱いを適用することとされます。

漁業法等の一部を改正する等の法律に関し、改正後の水産業協同組合法に規定する漁業協同組合等についても同様です。

| 組織名称 | 税法 | 税目 | 平成31年度税制改正大綱 |
|--------------------------|------|-------------------------|--|
| 農業協同組合中央会 | 所得税法 | | 公共法人等 |
| | 法人税法 | | 公益法人等 |
| | 消費税法 | | 消費税法別表第三法人 |
| | 印紙税法 | | 非課税法人 |
| | 地方税法 | 法人住民税・法人事業税 | 非課税 (収益事業を除く) |
| 事業所税 | | 収益事業以外の事業に係る事業所税について非課税 | |
| 改正後の水産業協同組合法に規定する漁業協同組合等 | 法人税法 | | 協同組合等 (法人税法別表第三) |
| | 印紙税法 | | 預貯金証書等に係る印紙税の非課税措置等、引き続き現行の印紙税の税制上の措置を適用 |
| | 地方税法 | 事業所税 | 改正により事業が追加された後も、現行と同様の特例措置 |
| | | 固定資産税・都市計画税 | |
| 不動産取得税 | | | |

② 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置

農業協同組合等の合併については、現行税制上、適格合併となる共同事業合併の要件のうち事業規模要件又は特定役員引継要件を満たさなくても、他の要件をすべて満たせば共同事業合併に該当し適格合併として取り扱うことが認められています。

当該特例措置は2019年3月31日が適用期限となっていますが、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併を対象から除外した上で、適用期限を3年延長します。

③ 納税準備預金の利子の非課税の特例に係る措置

漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の水産業協同組合法に規定する漁業協同組合等は、引き続き所得税法及び地方税法上の納税準備預金の利子の非課税の特例の対象となる預け先の金融機関等として取り扱われます。

11 個人番号の告知を受けるべき金融機関等が、その金融機関等に個人番号の告知をすべき者でその告知をしていないものをいう

(6) 協定銀行等に係る特例措置の延長

承継銀行及び協定銀行は、金融機関や保険会社の破綻処理を行う際に、破綻金融機関等の事業の譲受等や資産の買取りを行い、円滑な破綻処理を促進するとともに、債務者保護及び金融システムの安定を確保することを目的として設立される預金保険機構の子会社です。

今回の改正で、2019年3月31日で期限が到来する協定銀行等に係る各種の特例措置があることから、今回の改正で次の措置が講じられます。

① 協定銀行の不動産取得税の非課税措置の延長

以下で記載する不動産取得税の非課税措置の適用期限が2年延長されます。

- (a) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税
- (b) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税

② 承継銀行及び協定銀行に係る資本割の特例措置の延長

承継銀行及び協定銀行については、2019年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の特例措置が講ぜられているところですが、今回の改正で当該特例措置の適用期限が5年延長されます。

(7) 金地金等の密輸に対応するための消費税仕入税額控除制度の見直し

金地金の密輸に関する摘発件数及び押収量は年々増加しており、例えば、本来輸入時に支払うべき消費税が支払われていない一方で、消費税分が上乗せされた価格により国内の貴金属取扱業者へ売却することで、消費税相当分の利益を不正に得るといったスキームがあります。また、国内で売却する際に、法定調書の対象とならないように金地金を小口分割して売却されるケースもあり、そのような取引は当該法定調書の報告の対象とならないという限界もあります。

上記のような状況を踏まえ、平成30年度税制改正により金の密輸者に経済的不利益を与え、金の密輸に対する抑止効果を高める観点から、輸入消費税ほ脱罪の罰金刑上限額の引上げ等罰則が強化されたところですが、適正な申告を実現するための環境整備の一環として、今回の改正で更に以下のような措置が講じられます。

| 平成31年度税制改正大綱による措置 | 適用時期 |
|---|--------------------------------|
| ①密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めない | 平成31年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ |
| ②金又は白金の金地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加える | 平成31年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ |

上記の改正は、金地金現物の販売・買取等のサービスを提供している金融機関等にも影響を与える可能性があります。例えば、上記①の「密輸品と知りながら行った課税仕入れ」については、具体的な判断規準、要件等が明確ではないため、今後明らかにされる税制の内容に留意する必要があります。

(8) 振替社債等の利子等の非課税制度に対する措置

現行税制上、非居住者又は外国法人が受ける下記の振替社債等の利子等の非課税制度については、2019年3月31日までに発行されたものについて適用されています。

当該非課税制度の適用期限が到来するため、今回の改正により次のような措置が講じられます。

| 非課税制度の対象となっている振替社債等の利子等 | 平成31年度税制改正大綱による措置 |
|---|--|
| ①振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権につき支払を受ける剰余金の配当等(いわゆる日本版スーク) | 3年延長(2022年3月31日までに発行されたものが非課税制度の対象) |
| ②東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限る)につき支払を受ける利子等(いわゆる日本版レベニュー債) | 適用期限の到来をもって廃止(2019年3月31日までに発行されたものが非課税制度の対象) |

なお、当該非課税制度の適用期限の延長に伴い、上記①の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限についても同様に3年延長することとされます。

当該非課税措置は、海外投資家から投資資金を呼び込むための税制上の措置として、導入されていますが、発行実績が乏しいものとなっているのが実情です。

実際のスクーク・レベニュー発行までには至っていないものの、民間金融機関等によるスクーク発行に向けた取組みは継続的に行われており、また、復興資金の調達方法の多様化が図られる効果もあると考えられるため、今般の適用期限の延長で、引き続き海外投資家からの多様な資金運用・調達機会や復興資金の呼び込みを促進する効果が期待されます。

(9) 特定目的会社の利益の配当等に係る源泉徴収等の特例に対する措置

平成30年度税制改正で見直しが行われた特定目的会社の利益の配当等に係る源泉徴収等の特例（投資法人の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当に係る各源泉徴収等の特例を含む）を円滑に実施するため、次の措置が講じられます。

- ① 特定目的会社の利益の配当等の額に係る所得税の額から控除する外国法人税の額は、その外国法人税の額のうち、その支払に係る利益の配当等の額に対応する部分の額を限度として、その支払を受ける者ごとに計算した金額の合計額とされます。
- ② その他所要の措置を講じることとされます。

上記の改正は、上記の平成30年度税制改正による見直しの施行時期と同様、2020年1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用されます。

(10) マイナンバーが付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

納税環境整備の一環として、マイナンバー（個人番号又は法人番号）が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、証券会社等の口座管理機関及び振替機関を対象に、次の措置が講じられます。

| 平成31年税制改正大綱による措置 | 口座管理機関（証券会社等） | 振替機関 |
|--|-----------------|-----------------|
| 証券口座に係る顧客の情報をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。 | 当該措置の対象（国税・地方税） | 当該措置の対象（国税・地方税） |
| 調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る。）から証券口座に係る顧客のマイナンバーその他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとする。 | — | 当該措置の対象（国税） |

上記の改正は、2020年4月1日から適用されます。

政府主導でマイナンバー制度の利活用による年金保険料・税に係る利便性向上が検討されており、その中で証券分野からの情報についても連携することが検討されています。そのような状況を踏まえ、今回の税制改正を通じて、証券分野におけるマイナンバーの利活用に係る税制上の所要の措置が講じられます。

5. おわりに

本アラートでは、平成31年度税制改正大綱のうち、金融関連税制と金融機関及び保険会社に特有の主な改正点について紹介しました。

また、今回は改正の対象とはなりませんでしたが、今後の検討事項として、デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化や、経済の国際化・電子化への課税上の対応についての方策などが引き続き議論されます。

改正内容の詳細について、今後公表される法令等を確認し、適切に対応することが必要です。また、今後の検討事項に関しても、その動向が注目されるため、継続して情報収集していくことが重要です。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

EY税理士法人

| | | |
|--------|-------------|------------------------------|
| 蝦名 和博 | パートナー | kazuhiro.ebina@jp.ey.com |
| 須藤 一郎 | パートナー | ichiro.suto@jp.ey.com |
| 西田 宏之 | パートナー | hiroyuki.nishida@jp.ey.com |
| 中山 恭成 | アソシエートパートナー | yasunari.nakayama2@jp.ey.com |
| 鈴木 哲也 | アソシエートパートナー | tetsuya.suzuki@jp.ey.com |
| 大友 みどり | アソシエートパートナー | midori.otomo@jp.ey.com |

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190118

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様は本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp